

自動車検査証の有効期間の伸長について

～新型コロナウイルス感染症対策②～

新型コロナウイルス感染拡大の防止措置による、追加の自動車検査証の有効期間の伸長措置については、次のとおりです。

対象となる自動車

①から③のいずれかに該当

1 自動車検査証の有効期間
⇒「令和2年2月28日～令和2年3月31日」

2 **7都府県**（兵庫県、大阪府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県）
に使用の本拠の位置を有する自動車
⇒自動車検査証の有効期間「令和2年4月8日～令和2年5月31日」

3 **7都府県以外**に使用の本拠の位置を有する自動車
⇒自動車検査証の有効期間「令和2年4月17日～令和2年5月31日」



➤ 5月1日～6月1日までに継続検査を受検すれば引き続きご使用いただけます

・対象車両については、継続検査受検前の自動車検査証の有効期間は6月1日まで伸長されております。なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

継続検査受検時の注意事項は次のページをご覧ください。

自動車検査証の有効期間の伸長について

～新型コロナウイルス感染症対策②～

自動車検査証の有効期間の伸長措置を受ける場合についての注意事項は、次の通りです。

自賠責保険の注意事項

- 自賠責保険の締結手続きは、継続検査受検日まで猶予されます。
- なお、締結手続きする際には、現在の加入している期間に加えて、車検伸長を行った期間と、継続検査更新後の有効期間の両方を満たす自賠責保険に加入する必要があります。
- **なお、自賠責保険の加入契約の詳細につきましては各損害保険会社代理店等にご相談ください。**

自動車重量税の注意事項

- **伸長することにより、重量税の13年、18年超過になる可能性があります。**
※事前に次回自動車重量税額照会サービスによりご確認をお願いします。



(次回重量税額照会サービス)

自動車検査証の有効期間について

- 更新後の車検証の有効期間は受検日より2年(1年)となります。
- ただし、希望する場合は、令和2年6月1日より2年(1年)とすることができますので、自賠責保険、自動車重量税、任意保険等その他をご確認の上、別紙(申出書)により申し出てください。
- 令和2年4月中に継続検査を受検される場合、伸長措置の対象外となります。

- ◆ なお、対象車両①に限り、令和2年4月中に継続検査を受検される場合、申し出いただくことにより、令和2年4月30日より2年(1年)とすることができますので、別紙(申出書)により申し出てください。